

# 日本たばこ産業株式会社（JT）完全民営化等に関する法律案のポイント

## 1 趣旨

- ① 政府が JT とその株主としての利害関係を有しており、政府において、国民の健康の保持の観点からの製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の更なる引上げに関し検討が十分に進んでいるとはいえない状況
- ② 我が国のたばこ関連事業の現状に照らし政府が JT 株式を保有する必要性及び JT を特殊法人として存続させる必要性が低下  
→ JT の完全民営化（政府の保有する JT 株式の全部を処分するとともに日本たばこ産業株式会社法を廃止すること）に関し講ずべき措置について定め、あわせて、JT の完全民営化を契機とした製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の引上げに関する政府における検討等について定める

## 2 政府保有株式の処分

政府は、施行後3年以内を目途として、その保有する JT 株式の全部を処分

## 3 日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置

政府は、その保有する JT 株式の全部を処分したときは、日本たばこ産業株式会社法を廃止するための措置を講ずる

## 4 たばこ関連事業に係る制度の見直し

政府は、JT の完全民営化が完了した後におけるたばこ関連事業に係る制度について、次の基本的方向で検討を加え、その結果に基づいて、たばこ事業法の改正等の措置を講ずる

- ① 国産葉たばこについて、JT が全量を買入れる仕組みを廃止し、買入れるかどうか及び買入量を製造たばこを製造する者の自由な判断に委ねる
- ② JT でなければ製造たばこを製造してはならないとする仕組みは、たばこ税の保全及び製造たばこの品質確保の観点から適格性を有する者が製造できる仕組みに移行

## 5 たばこ耕作者に対する措置

政府は、国産葉たばこの買入れに関する4①の措置がたばこ耕作者に及ぼす経済的な影響の緩和を図るため、廃作・減反による減収の補填（おおむね5年以内）、転作支援その他の必要な措置を講ずる ※財源は JT 株式売却収入を活用して確保

## 6 製造たばこ規制の強化及びたばこ税率の引上げに関する検討等

政府は、JT の完全民営化を契機とし、国民の健康の保持の観点から①国際的な水準を勘案した製造たばこ規制の強化及び②製造たばこの消費の抑制を図るためのたばこ税率の引上げについて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる

※施行期日：公布の日